

## 支援金の給付申請に当たっての留意事項

### 【共通】

- 前回（令和 5 年度 1 回目）申請し給付を受けた場合も、今回申請可能です。
- 申請に係る様式については、必ず指定の様式を使用してください。
- 支援金の申請は、法人ごとにまとめて申請してください。
- 申請は、1 施設（事業所）につき 1 回限りです。
- **基準日である令和 5 年 1 2 月 1 日における定員等で申請してください。**
- 基準日以降に事業所を休止又は廃止している場合は、申請できません。  
※ 休止又は廃止の届出を行っていない場合でも、運営の実態がない事業所は申請できません（利用者や入所者がいない等）。  
**※ 令和 6 年 3 月 3 1 日までに休止又は廃止する場合も、申請できません。**
- 介護サービス及び障害福祉サービスの事業所を運営している場合は、介護、障害それぞれの区分で申請してください。  
（例）特別養護老人ホーム（介護）、通所介護（介護）及び就労継続支援 A 型（障害）の 3 事業所を運営している場合は、次のように 2 件の申請を行ってください。
  - ① 特別養護老人ホーム（介護）と通所介護（介護）で 1 件
  - ② 就労継続支援 A 型（障害）のみで 1 件
- 1 件の申請で、20 事業所まで記載できます。運営している事業所の数が 20 を超える場合は、複数回の申請を行う必要があります。  
（例 1）介護サービス事業所を 30 ヶ所を運営している場合は、20 事業所で 1 件、残り 10 事業所で 1 件の合計 2 件の申請が必要です。  
（例 2）介護サービス事業所を 23 事業所、障害福祉サービス事業所を 5 事業所運営している場合は、介護で 2 件、障害で 1 件の合計 3 件の申請が必要です。介護の 20 事業所を超えた 3 事業所と障害の 5 事業所をまとめて 1 件の申請にはできません。
- 介護サービスと障害福祉サービスの指定等を併せて受けている事業所は、介護サービス事業所として申請してください。障害福祉サービス事業所としての申請はできません。
- **電気契約及びガス契約の種別が、それぞれ「高圧電力」、「都市ガス」であることを確認できる書類の提出がない場合は、その契約種別に対する支援金を給付することはできません。**  
※ 前回（令和 5 年度 1 回目）から契約内容に変更がない場合は、契約内容を確認することができる書類の提出は必要ありません。
- 申請書類を提出する前に、控えを保管しておいてください。申請書類の審査を行う上で、問い合わせを行う場合があります。

## 【介護サービス】

- 介護サービスと介護予防サービス（第1号訪問（通所）事業を含む。以下同じ。）の両方の指定を受けている事業所は、介護サービス事業所として申請してください。介護予防サービス事業所としては、申請できません。
- 「第1号訪問（通所）事業」のみを行っている場合は、第1号訪問（通所）事業として申請してください。
- 「短期入所生活介護」及び「短期入所療養介護」の運営形態が本体施設の「空床利用型」の場合は、申請できません。
- 「福祉用具貸与」と「特定福祉用具販売」を併せて行っている場合は、「福祉用具貸与」として申請してください。「特定福祉用具販売」としては、申請できません。
- 「小規模多機能型居宅介護」及び「看護小規模多機能型居宅介護」の事業所は、通いサービスの利用定員ではなく、登録定員の人数で申請してください。
- 健康保険法の保健医療機関に指定された医療機関が介護保険法における特定のサービス事業者としてのみなし指定により実施する「訪問看護」、「訪問リハビリテーション」、「通所リハビリテーション」は、申請できません。

## 【障害福祉サービス】

- 複数の障害福祉サービスを通じて定員を定めている事業所は、いずれか一つのサービスの事業所として申請してください。それぞれのサービスごとに申請することはできません。
- 「共同生活援助」は、各住居ごとの定員の合計で申請してください。サテライト型住居がある場合はその定員を含んだ数で申請してください。
- 「短期入所」の運営形態が「空床利用型」の場合は申請できません。
- 「障害児入所施設」と設備を共有する「療養介護」は、「障害児入所施設」として申請してください。療養介護として申請することはできません。
- 「生活介護」、「自立訓練」、「就労継続支援A型」及び「就労継続支援B型」の事業所で、従たる事業所がある場合は、その定員を含んだ数で申請してください。
- 「児童発達支援(児童発達支援センターを含む)」又は「放課後等デイサービス」の事業所が、「保育所等訪問支援」を行っている場合は、「通所系事業所」又は「訪問系事業所」のどちらかの区分で申請してください。両方の区分でそれぞれ申請することはできません。
- 「小規模共同作業所」は、定員の定めがないため、北九州市障害者小規模共同作業所補助金交付要綱に基づく補助金申請時（令和5年4月1日時点）の申請人数で申請してください。
- 「就労定着支援」は、「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行」、「就労継続支援A型」又は「就労継続支援B型」を利用して就労の継続を図るためのものであるため、「就労定着支援」のサービス種別を申請することはできません。
- 「訪問系事業所」は、同一敷地内（同一住所）の場合、運営しているサービス種別（介護サービスを含む。）の数に関わらず、1つの事業所として申請してください。それぞれのサービス種別ごとに申請することはできません。

(例1) 同一敷地内(同一住所)で、「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」を行っている場合は、「居宅介護」として申請してください。

(例2) 同一敷地内(同一住所)で、「計画相談支援」、「地域以降支援」、「地域定着支援」、「障害児相談支援」を行っている場合は、「計画相談支援」として申請してください。

(例3) 同一敷地内(同一住所)で、介護サービスの「訪問介護」と障害福祉サービスの「居宅介護」を行っている場合は、介護サービス事業所として申請してください。障害福祉サービス事業所としては、申請できません。

(例4) 同一敷地内(同一住所)で、介護サービスの「居宅介護支援」と障害福祉サービスの「計画相談支援」を行っている場合は、介護サービス事業所として申請してください。障害福祉サービス事業所としては、申請できません。

- 「補装具(販売、貸付、修理)」及び「日常生活用具給付」は、北九州市と補装具費代理受領契約又は日常生活用具給付等事業委託契約を締結し、かつ、契約法人等の所在地が北九州市内にある事業所が申請することができます。
- 共生型障害福祉サービス等(「共生型短期入所」、「共生型生活介護」、「共生型自立訓練(生活訓練)」及び「共生型放課後等デイサービス」)を実施している事業所は、介護サービス事業所として申請してください。障害福祉サービス事業所としては、申請できません。